

政務調査費に係るこれまでの論点整理

(第1回調査会)

- ・ 政務調査費のできた経緯や、国の立法事務費などとの比較も念頭に置くべきである。
- ・ 現状で県民の理解が得られるのか、議員の使い勝手も検討してはどうか。

(第2回調査会)

- ・ 政務調査費は、議員の調査研究に資するため交付されているが、「政務」とは何かということは、どこにも規定されていない。
- ・ 都道府県の政務調査費については地方交付税で措置されており、国も必要だとみているのだろうが、考え方は釈然としていない。
- ・ 政治活動と政務調査活動は区別が難しいのではないか。三重県なりに政務調査費の対象にならない政治活動を明確にしたうえで、それ以外は大らかな扱いにしないとうまくいかないのではないか。

(第3回調査会)

- ・ (アンケートの) 自由記述を見ると、政務調査費はこういうものに使えるべきだというイメージについて、いくつかの考え方が出ている。
- ・ グレーゾーンと言われる部分の使い勝手が非常に悪いとの実感がある。
- ・ 政務調査費の交付は「できる規定」だが、都道府県と政令指定都市ではすべて出しているのに、そういう全体の動向も念頭に置かねばならない。

(第4回調査会)

- ・ 報酬と政務調査費の処理の違いは明確だが、実態を見るとそんなに区別して使っているわけではない。報酬に政務調査費分を上乗せして自由に使ったほうが良いという考え方もある。
- ・ 1円から領収書を整えることはできるが、政務調査がどういうところで役立っているのか説明するのは難しい。手続きで縛ることが本当に議員活動を支援することになるのか。
- ・ 仕事の質を高めるために必要だが、それをどう証明するかはもう少し仕組みを考えたほうが良い。第二報酬ではないということははっきりさせるべきではないか。